

独立した第三者保証報告書

2023年9月29日

株式会社オリエントコーポレーション

代表取締役社長 飯盛 徹夫 殿

EY新日本有限責任監查法人 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

業務責任者 沢味 健司

当法人は、株式会社オリエントコーポレーション(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が作成したWEBサイト「サステナビリティ」の「ESG情報」の「Social(社会)」の「コミュニティー投資」(以下、「WEB情報」という。)に記載されている2022年4月1日から2023年3月31日までを対象とする東南アジア(タイ、フィリピン、インドネシア)子会社におけるオートローンの年間取扱高(新車はEVに限る)(以下、「指標」という。)について限定的保証業務を実施した。保証の対象とし、手続を実施した指標については、WEB情報の該当箇所にマーク✓を付した。

1. 会社の責任

会社は、国際資本市場協会(International Capital Market Association)が定めるサステナビリティ・リンク・ボンド原則(Sustainability-Linked Bond Principles)及びローン・マーケット・アソシエーション(Loan Market Association)が定めるサステナビリティ・リンク・ローン原則(Sustainability-Linked Loan Principles)の要件に従って、会社が作成した、オリコ・サステナビリティ・リンク・ファイナンス・フレームワークに定義される指標に関して、会社が定めた指標の算定・報告規準(以下、「会社の定める規準」という。WEB情報に記載。)に従いWEB情報に記載されている指標を算定する責任を負っている。

2. 当法人の独立性と品質管理

当法人は、誠実性、公正性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく、「職業会計士に対する倫理規程(Code of Ethics for Professional Accountants)」(国際会計士倫理基準審議会*1)に定める独立性を遵守した。また当法人は、「国際品質マネジメント基準(ISQM)第1号(International Standard on Quality Management (ISQM)1)」(国際監査・保証基準審議会*2)に準拠しており、倫理規則、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

3. 当法人の責任

当法人の責任は、実施した手続及び入手した証拠に基づいて、WEB情報に記載されている指標に対する限定的保証の結論を表明することにある。当法人は、「国際保証業務基準3000(改訂)過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務(Assurance Engagements Other than Audits or Reviews of Historical Financial Information)」(国際監査・保証基準審議会*2)に準拠し、限定的保証業務を実施した。

当法人の実施した手続は、職業的専門家としての判断に基づいており、質問、文書の閲覧、分析的手続、WEB情報に記載されている指標の基礎となる記録との一致であり、以下を含んでいる。

- ・ 会社の定める規準に関する質問及び適切性の評価
- WEB情報に記載されている指標に関する内部統制の整備状況に関して質問、資料の閲覧
- WEB情報に記載されている指標に対する分析的手続の実施
- ・ WEB情報に記載されている指標に関して試査による根拠資料との照合、再計算

限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務で実施する手続と比べて、その種類、時期、範囲において限定されている。その結果、当法人が行った限定的保証業務は、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。

4. 結論

当法人が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、WEB情報に記載されている指標が会社の定める規準に従って算定、開示されていないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められなかった。

以 上

- *1 International Ethics Standards Board for Accountants
- *2 International Auditing and Assurance Standards Board